

びわ湖疏水船航路延伸 P R 等業務

標準仕様書

京都市上下水道局総務部総務課

## 1 背景と目的

京都市上下水道局（以下「当局」という。）では、関係団体と連携して、明治期の先人たちが築き上げた貴重な産業遺産である琵琶湖疏水の建設の意義を改めて認識いただき、沿線地域の更なる活性化の源となることを目的に、「びわ湖疏水船事業」を推進し、琵琶湖疏水（滋賀県大津市大門通から京都府京都市山科区日ノ岡夷谷町までの間）における観光船（以下「びわ湖疏水船」という。）を活用した琵琶湖疏水沿線の更なる魅力向上・発信に取り組んでいる。

また、令和2年度に琵琶湖疏水が日本遺産に認定されて以降、大津市にある大津閘門の電動化改修工事を行い、令和4年度に完了したことを契機として、現在、大津側の拠点を現状の三井寺付近から大津港まで航路を延伸する計画を推進している。

<びわ湖疏水船の運行ルート及び延伸区間>



びわ湖疏水船



— 現在の航路    - - - 延伸航路

## 2 件名

びわ湖疏水船航路延伸PR等業務

## 3 納入場所

当局総務部総務課

## 4 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 5 業務内容

本件委託は、びわ湖疏水船の天津港への航路延伸PR等を行い、びわ湖疏水船に対する乗船価値及び認知度の更なる向上を図るため、次の業務を委託するものである。

なお、実施する業務内容については、提案後、事業者と協議のうえ、当局が指示することとし、提案のあった内容全てを実施するとは限らないことに留意すること。

### (1) 航路延伸PR動画の制作

#### ア 委託内容

次の要件を満たす動画を1本制作する。

なお、本動画は最終的にびわ湖疏水船公式YouTubeチャンネルにアップロードし、びわ湖疏水船ウェブサイト (<https://biwakosusui.kyoto.travel/>) へ掲載することを想定しているため、これが可能な形式により制作すること。

- ・ びわ湖疏水船ウェブサイトトップページに掲載されている2つの動画の内容を再編集し、制作する動画に含めること。

※ 既存動画に係る素材等については、当局より提供する。

- ・ 航路延伸に係る新規動画を撮影し内容を編集したものを、制作する動画に含めること。

※ 新規（延伸）部分については、令和5年9月27日又は28日に実施予定の延伸便モニター乗船の際に映像を撮影することを想定している。

- ・ 動画の再生時間は概ね3分程度とすること。

#### イ 成果物

本業務では、次の成果物を提出すること。

- ・ 制作した動画データ
- ・ 制作した動画の素材データ

### (2) 延伸便PR企画の提案・実施

#### ア 委託内容

令和6年春季に本格運航予定のびわ湖疏水船延伸便をPRする企画を提案し、これを実施する。

イ 成果物

本業務では、次の成果物を提出すること。

- ・ 企画提案書
- ・ 実施結果報告書

(3) 延伸便本格化に向けた試乗会の企画・運営

ア 委託内容

延伸便本格運航に向け、このPR、意見聴取等を目的として、京都市民、旅行者、メディア等の属性を対象とした延伸便試乗会を企画し、運営する。

なお、本委託内で試乗会に係るびわ湖疏水船の借上げ経費（実施日における乗船料相当額）を負担すること。

イ 成果物

本業務では、次の成果物を提出すること。

- ・ 企画提案書
- ・ 実施結果報告書

(4) その他

ア 委託内容

上記(1)から(3)までのほか、航路延伸に係るPR等に資する内容がある場合は、これを実施し、必要な備品の調達や人員の配置等を行うこと。

イ 成果物

本業務を実施した場合は、次の成果物を提出すること。

- ・ 実施内容報告書

## 6 著作権等の取扱い

- (1) 本契約による成果物についての全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託料の完済により当局に移転する。
- (2) 受託者は、当局が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾する。
- (3) 当局は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しない。
- (4) 6(2)及び(3)のほか、受託者は、成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画、楽曲その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を当局が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (6) 6(5)において当局が著作物を使用することができる期間は無期限とする。やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に当局の承諾を得るものとする。
- (7) 受託者は、成果物について、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していないことを当局に保証するものとする。万一成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる紛争等の問題

については、全て受託者の責任と負担において処理するものとする。

- (8) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないものとする。

## 7 本業務の履行に係る業務体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、円滑な遂行のため、相当の経験を有する責任者（1名）及び主任担当者（1名以上）を配置すること。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行い、主任担当者は、本業務の実施に当たって、当局と連絡を密にして十分に協議を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、進捗状況等について当局と協議してその指示に従うとともに、関係機関と連携し、調整を図ること。

## 8 提出書類等

受託者は、本件委託業務において、次の書類等を当局に提出すること。

なお、本仕様書上で当局が指定する場合は、提出先を「3 納入場所」以外の場所とすることができることとする。

- (1) 契約締結後
  - ア 工程表
  - イ その他当局が必要と認める書類
- (2) 業務完了後
  - ア 完了報告書
  - イ 5に定める成果品、報告書等
  - ウ 本件委託に係る請求書
  - エ その他当局が必要と認める書類

## 9 特記事項

- (1) 費用負担

本業務に際して生じる一切の費用は、仕様書に特段の記載があるものを除き、全て受託者が負担するものとする。
- (2) 秘密の保持
  - ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
  - イ 受託者は、成果物（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、当局の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 契約不適合責任

納品後2年以内に成果物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあると

きは、当局の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

(4) 関係法令等の遵守

受託者は関係法令等を順守して本業務に当たること。

(5) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義を生じた事項については、提案書等に基づき、受託者と当局が協議して定めるものとする。

なお、協議により決定しない場合は、当局の指示による。

(6) その他

本業務は、大津市との広域連携事業として、国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用して実施するものである。当該交付金事業の実施計画の中では大津市域における観光消費額及び宿泊者数の増加も数値目標として設定していることから、本業務の実施に当たっては、受託者は琵琶湖疏水沿線の魅力向上による大津市域への波及効果拡大についても考慮すること。